

# 田辺市周辺衛生施設組合議会公印規則

制 定 昭和52年 1 月 18 日 議会規則第 3 号

改 正 平成29年 3 月 1 日 議会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本組合議会が使用する公印の管理及び使用その他必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第 2 条 公印の名称、ひな形、寸法、書体、印材、個数及び保管所は、別表のとおりとする。

(公印の保管者)

第 3 条 公印は、書記長が保管する。

(公印の管理及び使用)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、公印の管理及び使用については、田辺市周辺衛生施設組合公印規則（昭和52年田辺市周辺衛生施設組合規則第 2 号）の規定の例による。

(その他)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 1 日議会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

整理 番号	名 称	ひな形	寸 法	書 体	印 材	個 数	保管所
1	議長の印	別 掲	2.4センチメートル角	てん書	木	1	事務局

整理 番号	公印の名称	ひ な 形
1	議 長 の 印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     田辺市周 辺衛生施 設組合議 会議長印                 </div>